

**女性活躍推進法に基づく
足寄町特定事業主行動計画**

足 寄 町

足寄町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

足寄町長
足寄町議会議長
足寄町選挙管理委員会
足寄町代表監査委員
足寄町公平委員会
足寄町農業委員会
足寄町教育委員会

足寄町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、町長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、公平委員会、農業委員会及び教育委員会の各任命権者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、安全衛生委員会を足寄町特定事業主行動計画策定・推進委員会にあてることとし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会、代表監査委員、公平委員会、農業委員会及び教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会、代表監査委員、公平委員会、農業委員会及び教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に

関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

平成33年度までに制度が利用可能な男性職員の育児休業の取得割合を10%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会、代表監査委員、公平委員会、農業委員会及び教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

平成28年度より、男性の育児休業取得の促進のために、管理職員を対象にした意識改革及び職場マネジメントに関する啓発の実施等による男性の意識と職場風土の改革を行う。